

(仮称) 三郷市(施設名称)設置及び管理条例 (案)、(仮称) 三郷市(施設名称)設置
及び管理条例施行規則 (案) の意見募集結果とその回答

- (1) 政策等の題名 (仮称) 三郷市(施設名称)設置及び管理条例 (案)、(仮称) 三郷市(施設名称)設置及び管理条例施行規則 (案)
- (2) 政策等の案の公表の日 平成 30 年 9 月 25 日 (火)
意見の募集期間 平成 30 年 9 月 25 日 (火) ~10 月 24 日 (水)
- (3) 意見の提出状況
提出人数 3 人 (メール : 2 人、郵送 : 0 人、持参 : 1 人、FAX : 0 人)
提出意見 10 件
- (4) 寄せられたご意見

○項目別の意見数

項目	パブリック・コメント手続による意見数
条例	
第 6 条	1 件
別表(第 10 条関連)	2 件
規則	
別表(第 8 条関連)	1 件
その他	
その他	6 件
合計	10 件

○意見等の概要と市の考え方

(条例)

	ご意見	市の考え方
第6条	三郷中央駅前の施設なので、午後9時終了は早いのではないか。	行政機能は、午後9時を終了時刻としておりますが、飲食のフロアーについては受託業者に委ねることになります。
別表 (第10条関連)	使用料金に付いては、問題無いと思うが、入場券販売時に割増料金を設けているが、解りづらいのもっとシンプルに。余り細かく階層分けしすぎているのではないか。	市内の他施設においても同様の規定であり、他施設とバランスを取る必要があります。 工夫するなど、わかりやすい説明に心掛けてまいります。
〃	使用料について。県や近隣自治体が設置管理する公の施設として比較した結果であるのか。使用料の適正化を明確化されたい。	使用料につきましては、類似機能を有する自治体施設の使用料と比較検討し、適正化につきましては、市内の施設の利用料とのバランスを重視いたしました。

(規則)

	ご意見	市の考え方
別表 (第8条関連)	プロジェクターは、映像用と思うが、スピーチ用プロンプターと、演台もセットで付属導入していただきたい。	ご提案いただきました付属設備につきましては、導入できるよう考慮いたします。

(その他)

	ご意見	市の考え方
	管理者は、常に市民利用者の側に立って物事を考えるべきである。管理者は、市民の税金の元、市民に代わって業務を行うという基本的な立ち位置を忘れてはならない。	公共施設の管理者は、常に市民目線でのサービス提供が重要であると考えております。指定管理者の指定には、市民利用者の立場に立てる管理者の選定に努めてまいります。
	指定管理者制度の成果や課題の検証等を行うため、外部有識者による「委員会」の様な組織を開催し、募集・選定のありかた、適切な指定期間の長さ、市と指定管理者の役割などについて検討を行うこと。また、審議の様子は傍聴可能でありたい。	指定管理者制度の成果や課題の検証等を行うための委員会等につきましては、「三郷市指定管理者モニタリング要領」を定め、本市に望ましい手法を検討しております。
	当該施設の認知度自体があまりにも低いと思われる。広報やホームページはもちろん、今後はオープンに向けて、あらゆる市のイベント等で市民への周知を図られたい。	当該施設の情報発信の方法に関しましては、ご指摘いただいた点を課題とし、情報発信に努めてまいります。
	どのような手続きにより指定管理者が選定されるのか不明確である。明文化されたい。	適正な審査を行うため、「三郷市指定管理者候補者選定委員会」において、指定管理者を選定しております。
	利用団体を含む第三者機関で利用者会議を行い開かれた施設として進めていただきたいです。併せて、障がい者や高齢者などの雇用を積極的に取り入れていただきたいです。	利用団体等を含む第三者機関での利用者会議につきましては、ご提案にありました事例も含めまして、本施設に望ましい手法を検討してまいります。また、障がい者や高齢者などの雇用につきましては、指定管理者に働きかけてまいります。
	図面がないので調理施設が設置されるのかが分かりませんが、台東区の公共施設のようなフリースペースの中や会議室の隣に調理施設があると食育活動や子どもキッチンなど活動の幅が広がります。市内には、有効利用もされず職員だけ豊富と見える施設があり、是非沢山の方に利用されるようご検討よろしく願いいたします。	本施設において、調理施設の設置の予定はございませんが、利用者の皆様に愛される施設運営に努めてまいります。